

保育における **子ども文化** (2017年9月1日改訂版)

正誤表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

● p.10 「図表 1-1 各法令における児童の定義」

【誤】	法令名	条文等定義
	児童福祉法	2. 幼児 満1歳から、小学校の始期に達するまでの者
	母子及び父子並びに 寡婦福祉法	第6条 2. この法律において「児童」とは20歳に満たない者をいう。
	少年法	第2条 この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、 <u>満20歳以上の者をいう。</u>
	民法	第2章 第2節 第4条 年齢20歳をもって成年とする。
	少年院法	第2条 2. 初等少年院は心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。 3. 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。 4. 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。 5. 医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。

【正】	法令名	条文等定義
	児童福祉法	2. 幼児 満1歳から、 <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>
	母子及び父子並びに 寡婦福祉法	第6条 3. この法律において「児童」とは20歳に満たない者をいう。
	少年法	第2条 この法律で「少年」とは、 <u>20歳に満たない者をいう。</u>
	民法	第2章 第3節 第4条 年齢18歳をもって、 <u>成年とする。</u>
	少年院法	第4条 1 第1種 保護処分 の執行を受ける者 （第5号に定める者を除く。次号及び第3号において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（次号に定める者を除く。） 2 第2種 保護処分 の執行を受ける者 であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの 3 第3種 保護処分 の執行を受ける者 であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

● p.47 「10月の年中行事・記念日」

【誤】 体育の日 ……1966（昭和41）年に制定されました。2000（平成12）年からは、祝日法改正のために、10月の第2月曜日に変更となりました。

【正】 スポーツの日 ……1966（昭和41）年に「体育の日」と制定されました。祝日法改正のために、2000（平成12）年からは、10月の第2月曜日に変更となり、2020（令和2）年からは「スポーツの日」に名称が変更されました。